

平成 2 9 年度  
第 1 回高松市農業委員会農地部会  
議 事 録

平成 2 9 年 4 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第1回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年4月10日（月）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 20人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

農業委員会事務局出席者

- |          |       |
|----------|-------|
| 事務局 長    | 川西 好春 |
| 兼農政課 長   |       |
| 農政課 長 補佐 | 西谷 茂浩 |
| 農地係 長    | 多田 利浩 |
| 農政管理係 長  | 浮田 政宏 |
| 副主 幹     | 豊島 俊治 |
| 副主 幹     | 横井 和久 |
| 主 査      | 森 亮介  |
| 主任技師     | 稲積 直子 |
| 主任主事     | 寺井 康弘 |
| 囑託職員     | 高橋 邦彦 |
| 囑託職員     | 南原 裕子 |

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請  
について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第8号 農地改良に係る届出について  
議案第9号 農地利用配分計画（案）について  
報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(農地部会長)** ただ今から平成29年度第1回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人全員が出席しております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が有りませんので、議事録署名委員は5番三笠委員、7番妻鹿委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主任技師** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、解約農地のうち、9番16を2筆に分筆し一方を賃貸人が転用し、もう一方を9番15と合わせ離作補償として無償譲渡するものです。

譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番、転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請1番のとおりです。

2番は、第三者が転用するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

3番から10番まで、2ページの11番から17番までは、賃借人が健康上の理由により、4番・5番・7番、9番から17番までは農地法、3番・6番・8番は農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

18番は、賃借人が労力不足のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3ページをお開きください。

19番・20番は、香川県農地機構の前身である香川県農業振興公社を介して貸借していたものですが、賃貸人が別の農家へ譲り渡すため、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権14番のとおりです。

21番から23番までは、賃借人が健康上の理由により、21番・22番は農地法、23番は農

業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4 ページをお開きください。

1 番と 2 番は、借人が健康上の理由により返還したものです。

3 番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 13 番のとおりです。

4 番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 17 番のとおりです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 23 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 4 件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して横井委員より説明をお願いいたします。

**横井委員** 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め三笠委員、妻鹿委員と、私横井の 4 名で現地調査を実施しました。なお、1 番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の 4 条特別議案書を御覧ください。

1 番の申請地は、高松市立下笠居小学校南 2.5 キロメートルの山間部に在り、畜産経営を行う農地所有適格法人が素牛価格の高騰による経営悪化の改善を図るため、堆肥発酵施設・子牛飼育場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、法人事務所から近く、子牛飼育については、飼育管理が容易な専用の移動可能なケージを利用し、肥育効率が良く畜産公害が発生しないよう堆肥発酵施設を設置するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請者は同族の畜産法人での経営経験も豊富で、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、子牛飼育場から発生する汚水については周辺をコンクリート擁壁で囲み外部に流出しないよう措置するなど被害防除計画も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

2番も、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が770.63平方メートル有ります。

3番は、2階建4棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺には学校、病院や各種商業店舗等があり、また、分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が541平方メートル有ります。

5番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が807.36平方メートル有ります。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成6年12月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が163.84平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

8番は、3階建1棟の貸事務所兼共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が263.17平方メートル有ります。

9番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が162平方メートル有ります。

10番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積1.63平方メートルを240枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成27年3月24日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書6ページをお開きください。

11番は、平屋建2棟の貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が86.62平方メートル有ります。

12番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が813.48平方メートル有ります。

13番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との



調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が492.62平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、自宅事務所から近い  
ため利用効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整も  
できており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るも  
のです。

16番も、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は、自宅事務所から近い  
ため利用効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます

一般基準については、昭和62年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整も  
できており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るも  
のです。

17番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申  
請地は母屋に隣接し利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると思  
えます。

一般基準については、申請地は昭和41年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との  
調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を  
図るものです。

18番は、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、県道に近く利用効率が良いため、  
転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年2月に造成済みですが、資金計画も妥当であ  
り、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置  
も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

19番は、農家住宅の宅地拡張・進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地を拡張  
したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分  
については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成26年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との  
調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,033.71平方メ  
ートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、平屋建1棟の納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地の果樹園管理用の納屋を

建築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和29年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について20件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成19年1月25日付けで露天資材置場及び駐車場用地として転用許可を受けていましたが、事業量の増大により転用区域を拡張する必要があり、工事完了日を平成29年10月31日まで延長するため、事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番に関連しています。

2番は、平成28年9月9日付けで分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、地質調査業を営む事業者からの要望があり分譲住宅2階建2棟から分譲事務所兼倉庫平屋建1棟に変更するため、事業計画変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して横井委員より説明をお願いいたします。

**横井委員** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について

説明申しあげます。

なお、所有権1番・3番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、香川大学工学部北600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、都市計画用途地域に100メートルほどと近接し、周辺は教育・商業施設が整った住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松中央インターチェンジ南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスに近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設も整い、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、同族会社が開発分譲した住宅団地に接続し、排水路が利用できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が11平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立十河小学校南東900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は学校や大型商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、

許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森主査** 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

3番は、非農家の自己住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、さぬき夢街道から100メートルと近く、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路等が44.20平方メートル有ります。

8番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年ごろに造成済みですが、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が176.26平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

9番の転用者は、土木工事業を営んでおり、事業量の増大から資材置場が手狭になったことと中讃・西讃地域での取引も増えたことから、高松西部地域に事業拠点を移すため事務所・倉庫・露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道千疋・高松線に近く交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページを御覧ください。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、9番の事業所用地の隣接地で移動が便利であり、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が106.30平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

12番の転用者は、建築資材の製造販売業を営んでおり、事業量の増大により資材置場

が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に許可を受けている資材置場の拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

13番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し共働きであるため子供の面倒をみてもらい易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

14番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し用途地域にも近く、近隣は学校、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、近隣は宅地化の進んだ閑静な地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

16番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が261.76平方メートル有ります。

17番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既に許可を受けている住宅団地の隣接地で、周辺は宅地化が進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

10ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、建築業を営んでおり、事業量の増大により駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和60年ごろに一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番の転用者は、厨房機器の製造販売業を営んでおり、事務所・工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣にある事務所・工場用地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年8月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が495.59平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番の転用者は、土木工事業を営んでおり、古民家修繕工事を施工するに当たり、宅地への進入路用地として平成29年5月10日から32年5月9日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地への進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

11ページを御覧ください。

1番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、妻所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線から100メートルと近く、周辺は学校、大型量販店等が整い宅地化の進んだ閑静な地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が130.34平方メートルあります。

4番も、子所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道に面し、周辺には学校、病院等が整い宅地化の進んだ閑静な地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し共稼ぎの夫婦にとって子供の面倒をみてもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家にも近く、農作業の手伝いができ両親の面倒もみ易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。



立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いがし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が106.30平方メートルあります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権11番に関連していません。

8番も、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番の転用者は、個人で建物工事業を営んでおり、事業量の増大により資材の保管場所が必要であり、母、叔父、従弟が共有する農地を借り受けて倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。排水管理設のため農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

12ページを御覧ください。

10番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く子供の面倒もみてもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権15件、賃借権4件、使用貸借10件、計29件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**稲積主任技師** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番は、譲渡人が残存小作地の返還を受け、その一部を離作補償として小作人に無償譲渡するもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に申請されており、要件を満たします。

他の要件、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件も全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

3番は、競売農地を落札したもので、取得後はショウガを栽培するものです。

4番も、競売農地を農地所有適格法人が落札したもので、取得後は飼料作物を栽培するものです。

市外農地については、さぬき市農業委員会からの精農審査表及び耕作証明書が添付されており、審査基準の要件は全て満たしています。

また、農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

5番は、農業後継者である子へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており要件を満たしています。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻、果樹を栽培するものです。

7番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

8番は、耕作不便のため経営を縮小する譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、申請地の周辺農地を耕作し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

14ページをお開きください。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

11番は、譲渡人が農業を廃止することから、隣接農地を所有し経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

13番は、経営を別にする親子間の所有権移転で、高齢の親が経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する子へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を栽培するものです。農地法第18条第6項の規定による通知19・20番に関連しています。

15番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を作付けするものです。市外農地については、三木町農業委員会からの精農審査表及び耕作証明書が添付されており、審査基準の要件は全て満たしています。

16番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

17番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

15ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

2番は、隣接農地を倉庫用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により20年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借9番に関連しています。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が、農作業の手伝いを行っている親族所有の農地を3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転17件、使用貸借3件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**寺井主任主事** 議案第8号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書16ページをお開きください。

本件は、請負工事により良質花崗土を10センチメートル盛土を行い、水稻栽培の作業効率の向上と収穫量の増加を図るものです。

以上、議案第8号 農地改良に係る届出について1件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

**富本委員** 議長——13番。

**議 長** 13番——富本委員。

**富本委員** 農地改良届は盛土10センチメートルでも必要なのですか。

**川西事務局長** 水はけが悪いため、10センチメートルの花崗土を入れて農地に改良を加えるのですが、農地改良届については工事期間が6カ月未満で、良質な花崗土による1,000平方メートル未満の農地を改良する場合は届出が不要です。届出の要否の基準は面積であって、本件は1,000平方メートル以上のため、10センチメートルの盛土であっても届出が必要となります。なお、工事期間が6カ月を超える場合には一時転用が必要となります。

**議 長** ほかに御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号については届出のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第8号は届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農用地利用計画配分計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**多田農地係長** 農用地利用配分計画(案)について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

高松市長から4月4日付けで意見伺いが提出されております。

1月の農業相談会で貸し借り等の対象となった農地のうち、農地中間管理事業を利用するものについては、農業経営基盤強化促進法による3月31日付けの公告により、現在、出し手から農地中間管理機構が賃借権等の中間管理権を取得した状態となっております。

制度上、この後、機構から受け手に賃借権等の利用権を設定するためには、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき機構が香川県に対して、この農用地利用配分

計画の認可を受ける必要があります。

認可を受ける場合、この法律の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなり、意見伺いが提出されたものです。

なお、この認可があったとき、県報で告示され、告示された日をもって権利が設定又は移転することとなります。認可後のこの農用地利用計画配分計画が契約書に相当することとなります。

この度の認可告示の予定日は、平成29年4月30日を予定しております。

農用地利用計画配分計画の内容につきましては、3月の農地部会で承認をいただいた農用地利用集積計画の内容と同様のものです。

機構に関係した物件のみでありまして、資料を御覧ください。

表紙をめくっていただきまして1ページから最終頁までに第7地区までの該当案件が掲載されております。表紙の裏面に戻っていただきますと、総合計が記載されております。今回は筆数合計で250筆、面積合計で246,550.47平方メートルとなっております。

以上で説明を終わります。

議案第9号についてよろしく御審議をお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。御発言が無いようでありますので、議案第9号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

**議 長** 御異議が無いようでありますので、議案第9号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

**多田農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成29年3月7日から同年4月6日分までであります。

まず、許可件数ですが、2月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、3月議決分といたしまして4条が21件、5条が56件、合計で4条が21件、5条が63件です。

許可保留件数につきましては、2月以前の農地部会議決分といたしまして4条が0件、5条が6件、3月議決分といたしまして4条が2件、5条が19件、合計で4条が2件、5条が25件です。

取下につきましては、ございませんでした。

次に、許可保留について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

4条関係で、3月議決分の2番・7番が開発許可未了により許可保留となっております。

す。

3 ページを御覧ください。

5 条関係で、昨年 8 月議決分の 26 番が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。同じく 5 条関係で、2 月議決分の 9 番・14 番が開発許可未了により許可保留となっております。16 番、17 番の 1・2 が直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

同じく 5 条関係で 3 月議決分の 4 番の 1 が直近事業造成工事未了に許可保留となっております。10 番が開発許可未了により、また、16 番が開発許可及び直近事業造成工事未了により、17 番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

同じく 5 条関係で 3 月議決分の 22 番が開発許可及び道路工事承認未了により、また、24 番が道路工事承認未了により、さらに、25 番が開発許可未了により、28 番が直近事業造成工事及び道路工事承認未了により、32 番が開発許可及び直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

6 ページを御覧ください。

同じく 5 条関係で 3 月議決分の 41 番が直近事業造成工事未了により、47 番・48 番・51 番が開発許可未了により許可保留となっております。

番号を戻っていただきまして、50 番、賃借権の 3 番・4 番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

7 ページを御覧ください。

同じく 3 月議決分の賃借権 5 番が開発許可及び文化財保護法許可未了により、9 番が開発許可未了により、また、使用貸借の 9 番が開発許可及び道路工事承認未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成 29 年度第 1 回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 3 時 47 分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員